

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（女川原子力発電所2号炉工事計画）（16）
2. 日時：令和2年10月21日 14時00分～16時20分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

止野上席安全審査官、片桐主任安全審査官、皆川主任安全審査官、
宮本主任安全審査官、土居安全審査専門職、西澤原子力規制専門員

東北電力株式会社：

原子力本部 原子力部 課長、他1名

原子力本部 原子力部 副長、他10名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「新型コロナウイルス感染症対策に係る原子力規制委員会の対応の一部変更について」（令和2年6月24日 第12回原子力規制委員会配付資料）に基づき、一部対面で実施した。

6. その他

提出資料：

- （1）基本設計方針に関する説明資料【第46条 緊急時対策所】【第76条 緊急時対策所】（O2-E-D-01-0040_改0）
- （2）基本設計方針に関する説明資料【第59条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備】（O2-E-D-01-0041_改0）
- （3）基本設計方針に関する説明資料【第60条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備】（O2-E-D-01-0042_改0）
- （4）基本設計方針に関する説明資料【第61条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備】（O2-E-D-01-0043_改0）
- （5）基本設計方針に関する説明資料【第62条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備】（O2-E-D-01-0044_改0）

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	原子力規制庁のドイですけれども、
0:00:04	ちょっと早いですけれども始めてもよろしいでしょうか。
0:00:10	東京電力本店ですよろしくお願ひいたします。
0:00:14	はい。それではプラント関係のヒアリングの方ですね始めたいと思いますけれども、まず資料の確認の方ですねお願ひいたします。
0:00:26	はい。
0:00:28	トーク連絡のミノでございます。本日は各逐条の基本設計方針について説明させていただきます。今回からSAの個別条文も入って参りますので、よろしくお願ひいたします。資料の上側全部で5種類となっております。
0:00:44	一つずつ確認してきます。一番としまして、やと資料名シヨンは基本設計方針に関する説明資料、
0:00:53	第46条と76条緊急時対策所、右肩の資料番号としまして、通行で0100040、
0:01:06	末尾が40のものでございます。
0:01:08	2番としまして、
0:01:11	同じく59条。
0:01:14	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備や資料番号が右肩末尾の41でございます。
0:01:26	3番としまして、同じく60条、原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に、
0:01:34	発電用原子炉を冷却するための設備、資料番号が末尾の42でございます。
0:01:41	四番としまして、61条。
0:01:45	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備、資料番号が末尾の43でございます。
0:01:53	それと五番としまして、62条原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に玄海発電用原子炉を冷却するための設備、資料上段のほうで末尾の44でございます。以上5資料でございます。
0:02:09	過不足等ございませんでしょうか。
0:02:15	規制庁のドイですけれども、資料の方ですねすべて過不足なくいただいておりますので、それでは一番の資料から順番にご説明の方をお願ひいたします。
0:02:32	はい。東北電力のスガマタです。では資料の一番
0:02:37	46条、76条の緊急時対策所の方から説明させていただきます。
0:02:43	これまでと同様に設備の運用、あとは、この相違点ですね、赤字を中心に説明させていただきます。
0:02:54	まず2ページ目ですけれども、

0:02:59	こちらですね、まず一番上に柏崎直人7号との比較ということで
0:03:06	女川にもの方ですけれども、通信連絡設備について、46条と76条のほか、47条77条にも記載しているということで柏崎さんの方では47条と77条に記載されているので入っていないというふうになっております。
0:03:23	真ん中の46条の5、47条の7、7のところですが、こちらは設計の差異ということで、移動式無線設備へ放射性放射能観測車との連絡に必要なお願いはこういうの設備となっております。
0:03:40	そして2ページ目の一番下、476条の24、77条の6ですけれども、こちらは設計の差異ということで設置場所の相違となっております。
0:03:53	3ページ目に移りまして、
0:03:57	真ん中の46条の6、名47条の12ですけれども、こちらでも設計の差異ということで、
0:04:05	女川固有の設備となっております。
0:04:10	次、4ページ目に移りまして、
0:04:13	こちらでも真ん中のとこですけれども、76条の23、75条の7です。こちらでも設計の差異ということで放射線量の測定箇所の相違となっております。その下に柏崎7号との比較ということで入っております、
0:04:32	女川2号では、移動式周辺モニタリング設備の記載を76条のほか75条にも記載しています。柏崎7号では75条に記載しているというふうになっております。
0:04:47	5ページ目に移りまして、
0:04:49	こちらですが、二つ目。
0:04:52	76条の中級ですが、こちら設計の差異ということで計測範囲のそういったなっております。
0:05:00	5ページ目の一番下ですけれども、柏崎7号との比較ということで設計の差異ということでハセガワ時ならの固有の設備に関する記載となっております。
0:05:14	6ページ目、移りまして、6ページ目の一番上ですけれども、
0:05:19	こちらでも柏崎7号との比較ということで
0:05:23	当社ですね、女川2号では、緊急時対策所
0:05:27	の方に記載しております。こちらの
0:05:30	金、
0:05:31	16ページの方に記載しておりますので、後程説明させていただきます。
0:05:37	次、7ページ目に移りまして、
0:05:41	7ページ目の真ん中ですが、こちら柏崎7号との比較ということで、設計の差異ということで、かさ柏崎7号の固有の設備がっております。

0:05:53	7、7 ページ目の一番下ですけれども、こちらも同様に箇所先 7 号の固有設備となっております。
0:06:02	8 ページ目へ移りまして、8 ページ目の一番上ですが、こちらも柏崎 7 号の固有設備の記載となっております。
0:06:13	2、9 ページ目ですけれども、9 ページ目の二つ目ですが、こちらも柏崎 7 号固有の設備記載となっております。
0:06:24	10 ページ目ですが、10 ページ目ですけれども二つ分かれておりまして、一つ目、丸の①ですけれども、こちらは設計の差異ということで、
0:06:35	緊急時対策所用の代替交流電源設備の構想構成のサイトによります、その下の方の長い②の方ですけれども、こちらも設計の差異で、こちらは緊急事態対策所、
0:06:50	電源の連動構成する設備、及び給電先の設備の相違となっております。
0:06:58	10 ページの下ですけれども、こちらは
0:07:03	東海第 2 固有の設備に関する期待ということで、女川の方にはありません。
0:07:09	次に 11 ページですけれども、
0:07:12	こちらは設計の差異ということで給電設備 AB への燃料補給関係の層位となっております。
0:07:23	12 ページは
0:07:26	表現気相部火災ですので、割愛させていただきまして、13 ページ目。
0:07:31	椅子ですけれども、13 ページの真ん中の少し下なんですけど、
0:07:37	こちらですね、北海第 2 のプラント固有条件の差異ということで、津波の遡上関係なんですけど、こちらは女川はありませので記載はありません。
0:07:51	14 ページ目ですけれども、こちらですが、設計の差異ということで、緊急時対策所へ給電するための電源系統構成の相違、
0:08:03	女川にもガスタービン発電機と電源車を用いる設計となっておりますので、容量となったと。放射性雲通過中の記載について文章分けをしております。
0:08:16	あと、真ん中ですけれども、
0:08:20	以前プルームとあったんですが、放射性雲で記載の統一を図っております。
0:08:26	14 ページ目の一番下ですけれども、こちらは設計の差異ということで、緊急時対策所の電源系統構成の相違となっております。
0:08:47	16 ページ目になります。16 ページ目柏崎との比較ということで、柏崎固有設備に関する記載をやっておりますので、女川のほう、記載ありません。
0:09:04	一番下だけ記載あります。
0:09:13	以降 2 ページ目まであったとは、20 ページ目、最後、すいません。19 ページ目ですね。はい。

0:09:20	19 ページ目ですけれども、柏崎の差異ということで、工事計画の申請範囲の入っていることで、有毒ガスに関する記載ですけれども、こちら本坑工事計画の対象外としていたため、記載はなしとなっております。
0:09:37	20 ページ目ですけれども、こちらも柏崎の柏崎との比較で、柏崎固有の設備となっております。
0:09:45	以上になります。
0:09:52	はいご説明ありがとうございました。
0:09:56	それでは何かコメント等。
0:09:59	ございますでしょうか。
0:10:08	規制庁ミヤモトです。まだまず 5 ページ。
0:10:13	これ確認ですけれども、今回その緊急時対策所加圧空気供給系っていう説明できてますけど、これ設置許可だと、
0:10:28	設置許可だと、その辺の話を申し訳ございません東北電力本店でございますが、少しちょっと遠いものなんですけれども、
0:10:38	このマイクの方を少し抜けた形で、
0:10:41	説明のほうお願いできませんでしょうか。これ聞こえてます。
0:10:47	はい。6 に教育ございます。はい。5 ページの
0:10:52	緊急時対策所加圧空気供給系という設備が出てきてますけども、これ設置許可だと、緊急時対策所加圧設備っていうもので、加圧設備の括弧を空気ポンプっていうのと差圧計を
0:11:10	総称して緊急時対策所加圧設備って言ったものを、これ工認から言い換えているという認識でよろしいでしょうか。
0:11:23	東北電力のオオトモです。今もミヤモトさんのご指摘の通りで、こちらのノード記載のほうを案にPと整合とれるように名称を修正させていただきたいと思います。申し訳ございません。
0:11:38	規制庁ミヤモトですけれども、EP例等設置許可と全く同じ説でお名前じゃなくてもいいんですけど、極端には言いかえるのは全然問題なくていい変えるんであれば備考に次回真下という記載を書きいただければ。
0:11:54	許可との整合とれるかなと思いますので、無理に全部今せっかくこう供給系で合わせてるものを設備に戻すっていうことではないですけども。
0:12:06	すいません少々お待ちください。
0:12:40	東北電力のハセガワですけれども、今の答えとして緊急時対策所の加圧器局系、こちらについては、設置許可時は基本あくまでも基本設計段階での系統ということで、載せてましたが、

0:12:57	設工認の断面ではしっかり詳細設計として各系統名称、あと機器名称、そういうところを実態ベースに合わせた形で記載しております。で、再度今の
0:13:11	後任の資料上の整合性を確認した上で、
0:13:15	設置許可等名称が違う場合は、その旨、備考欄に一言書き添えるようにいたします。
0:13:25	規制庁ミヤモトですけれども今の回答で了解ですので、確認ください。大丈夫ですかね。配布された部分でコンターを求めます。承知いたしました。
0:13:36	次にですけれども、10 ページ。
0:13:41	交流電源設備の記載になっています。これ私も認識してるんですけれども洞道ナガノ場合は多様性で持ってきてるもので、
0:13:51	常設のガスタービンと可搬型の交流電源設備というものを二つをもって多様性で持たしてるんですけど、この交流電源設備のこの欄にガスタービンのスペックを書く必要は、
0:14:06	ないですかね。
0:14:25	去年 6 ミノでございます。GTGにつきましては、当該条文の 14 ページの方ですね、
0:14:40	代替交流電源の確保ということで、GTGと電源車ですね、合わせたことで書いてございますので、緊対所のほうで提示については整理をしているということでございます。以上です。
0:15:10	あ、規制庁ミヤモトですけれども、少しちょっともう 1 回質問させていただくと、10 ページ等 14 ページにそれぞれ電源関係の記載はあるんですけれども、
0:15:23	私の趣旨としては、
0:15:27	10 ページに研究中对策上といった交流電源である電源車はっていうところの始まりで、これこれに給電できる設計とするっていう表現があるんですけれども、これは及びでつなげるかどうかわかりませんが、
0:15:43	並びになのか、代替交流電源であるガスタービンからも、この設備に給電できることであるっていうことで記載を書かないと、
0:15:56	もん記載が少ないんじゃないかなと。その上で、14 ページは 14 ページでこの記載で特に問題ないと思うんですけど。
0:16:04	10 ページにとこ半分しか書いてないので、その部分がつつたらないのではないかなという認識なんですけど、いかがですか。
0:16:17	はい。Ac東北電力オオヤです。
0:16:20	ご指摘いただいたガスタービンにつきましては、72 条の電源設備、
0:16:29	の要求の

0:16:33	設備になってますので、そちらのほうに記載してます 72 条の基本設計方針のほうにSpec詳細記載ございます。
0:16:43	以上です。
0:16:44	すいません。ちょっと補足させていただきますと、こちらの条文単位で当該施設をですね説明しておりますので、こちらが施設単位非常用電源施設として整理されるときには、T提示等電源車はですね、
0:17:01	上下関係の中で繋がってきますので、全体通しては、流れが確認できるかと思いますが、
0:17:10	以上です。
0:17:20	宮尾ですけど今言われたのは、ガスタービン自体は全体の代替交流電源設備でもあるので、そちらで代表してというか、そちらでメインで書いて大まかあそこでもうすでに書いているので、ここはその流れで流れていくか
0:17:37	その後段で書かれるところなので当然両方とも書かれているので、最終的に 14 ページでその部分の説明がついてれば特に問題ないというふうな認識だということですかね。
0:17:51	はいその通りでございます。すいません規制庁ミナカワですけども、ちょっとすいません今のでちょっと確認だけさせていただきたいんですけど。
0:18:02	今の比較表の 10 ページの 2 ポツの交流電源設備の 2.42 緊対の電源設備の記載が書かれてて、これの前故障がわかりませんが、2. 幾つみたいな形で、
0:18:17	ガスタービン発電機の記載が実際は書かれていて、そのすいませんちょっと記載ぶり見てないんであれなんですけど。
0:18:26	その書き方としては、
0:18:31	ガスタービン発電機何とか何とかは、何とか供給できる設計とするって言ってその供給元の一つとして、
0:18:39	勤怠っていうのがもし書かれているのであれば、別にここに持ってきても、重なってしまうかもしれないですけど。
0:18:48	より明確なんじゃないかなと思うんですけどいかがでしょうか。
0:18:55	それぐらいの懸念でございます。今のちょっと基本設計方針のほう確認してございますが、緊対所へ給電という情報は多分含まれてなかったかと思しますので、ちょっとその辺再度確認いたしまして、足りないようでしたら記載のほうですね、追加させていただきたいと思います。
0:19:12	以上でございますが、規制庁ミナカワSHowわかりました。今一度ちょっと基本設計方針の書き方のところをちょっと確認いただいて、検討いただければと思いますので、お願いします。

0:19:28	はい、承知しました。規制庁妙ですけど、一応打ち合わせこちらの指摘としては女川の場合は実はですね初めて言い方が囲碁グレーで多様性で持ってきてるプラントってして初めてですのでこの書き方はちょっと工夫が必要かなと思ってますので、
0:19:45	その分業績方針よく確認してください。
0:19:49	よろしくお願いします。
0:19:54	電力オオトモです。了解いたしました。確認いたします。
0:20:05	原子力規制庁のシノですけれども、今のちょっと多様性の書き方のところの 14 ページ目なんですけれども、
0:20:13	一番下にGTGと電源シャワーの電源は多様性を有する設計とするとなってるんですけど。
0:20:21	多様性が全体的にこう書いてあるのかってのご確認いただいた上でなんですけど、例えばセンコーは多重性の説明として 2 台設置するから、多重性を有する設計とするっていうその多重性を追求する設計の具体的な中身がきちんと書いてあるんですね。
0:20:38	なので、単に多様性を有するだけじゃなくて、ガスタービンガスタービンはこうで、電源車はこうだから、対応性を有する設計とするって、おそらく許可ではちゃんと書いてあるんじゃないかなと思うんですけども。
0:20:54	この辺りの多様性の書き方は、今ちょっとちゃんと各整理してねって指摘があったように、もう今一度全体整理していただけないでしょうか。
0:21:08	東北電力本店ミノでございます。THAI要請につきましても具体的に記載するように少しこの表現のほうを見直したいと思います。以上でございます。
0:21:22	はい、原子力規制庁のシノですよろしくお願いします。
0:21:29	すいません。引き続き原子力規制庁のシノですけれども、ちょっと細かいことで、
0:21:35	何点か教えていただきたい点があります。まず 10 ページ目の緊対の電源設備なんですけれども、
0:21:46	上から 3 行目の目皿クラウドスイッチギア
0:21:50	が 7200 ボルトって書いてあるんですけど、これってのは 6900 じゃなくてんだ 7200 ボルトなんですか。
0:22:04	はい。東北電力のオオヤです。ここは 6900 じゃなくて、実際 7200 のスペックのものを用いてございます。以上です。
0:22:19	原子力規制庁のシノです。
0:22:23	6.9kVじゃなくて、
0:22:26	スペックとして 7200 のが入ってるってそういう意味なんですか。

0:22:31	そうですね。Specとして 7200 実際の使用する電圧は 6900 なんですけども、設備スペックとしては 7200 の耐電圧を実施したということで 7200 という記載にさせていただきます。
0:22:43	以上です。
0:22:47	原子力規制庁のシノです。記載の理由はわかりました。わかりました。そういう記載ルールなんですね。実際
0:22:57	何だろう。仕様スペックをここでは書いていて、実際の使用、
0:23:02	する電圧オクわけではないっていうそういうルールですね。
0:23:11	はい。トーク電力オオヤです。ここに記載のものはちゃんとしたエビデンスを持って書いているものでして、名書かれている機器設置、
0:23:22	K仕様書をもとに書いてございます。そこに低角電圧等々記載ございまして勤怠のメタクラについては、7205 年のところまで使えると。
0:23:36	いうところでした。以上です。わかりました原子力規制庁のシノです。ちょっとその辺りの数字が単線結線図等でちょっと確認できないので、別途、その数字がちゃんと正しいかどうか確認をさせていただきたいと。
0:23:52	思います売りから 6 行目ぐらいのモーターコントロールセンターの 600 ボルトも多分同じだと思うので、K線図から確認できない数字は、別途その数値が正しいことをきちんと取得価格などの確認できる書類なりで説明いただければと思います。
0:24:14	東北電力ビルでございます。設備の説明の時にですね、併せてその辺もご説明差し上げたいと思います。以上でございます。
0:24:24	はい。規制庁のシノですよろしく申し上げます。同じ 10 ページ目なんですけど、一番最後に供給できる設計の中に、全厚は等が入ってるんですけど、これは等は別になくてもいいということでよろしいですか。
0:24:46	中小の地区の 3、
0:24:59	東北電力ミノでございます。
0:25:02	コメント指摘ありがとうございます等のやっぱり必要だということで確認とりました空調等送風機入る基礎たものに給電いたしますので、こちらの方が等々ことで記載追記させていただきたいと思います。以上でございます。
0:25:17	はい、原子力規制庁の神野です。了解しました。
0:25:34	えっと規制庁のドイですけども、ちょっと何点か確認したいことがあるんですけども、まず 1 点目が 5 ページ目のところなんですけれども、76 条の 16 のところで、正圧化するところ緊急時、
0:25:51	緊急時緊対所等というふうに書いてあったんですけども、この等っていうのは 6 行目のとこなんですけれども、3 行目 4 議案 2 行目 3 行目のところに、緊対所を含む

0:26:07	緊急時対策建屋地下階を正圧化して書いてあるこの緊対所等と緊急時対策建屋の地下階ですかねここ。
0:26:17	のことを、緊急時対策所等々言ってるんでしょうか、それとも等の中には他の場所も含まれるのかその辺ってどうなってるんでしょうか。
0:26:34	東北電力のインヅカです。まず緊急時対策所等の等の説明なんですけど、流れは近畿UD対策所を緊急時対策室及びSPDSといった二つの部屋を指してございます。それに加えて、隣接する空調機械室、こちらは
0:26:53	緊急時対策所SPDSⅡの近くにあるようなんですけど、そちらの合わせて加圧設備によりまして、開発することから、含めて等というふうに記載してございます。
0:27:06	変わって、空調系による送風ですが、こちらは緊急時対策所を含め、近いうち解体と地下二階、こちらを空調により祖父換気することから、
0:27:21	そういった記載に分けてございます。説明は以上になります。
0:27:26	規制庁のドイですけれどもはい。理解いたしました。
0:27:32	あと次、
0:27:35	次がですね。
0:27:41	11 ページのところなんですけれども、
0:27:47	燃料補給設備のところの一番一番最後の行のところ、燃料補給せずに運転できる設計ってあるんですけれども、
0:28:00	これ難聴タンクに接続
0:28:04	先行プラントの場合は、このタンクとかから補給できる。
0:28:12	設計となるって書いてあって、女川の場合は伊藤タンクに接続するので燃料補給制度に運転できるって書いてあるんですけれども、これって
0:28:25	何でしょう。
0:28:26	設計自体が違うのか、何か同じようなことを言い方が置かれてるだけのようにも見えるんですけれども、ここはどう
0:28:39	もうちょっと詳しく教えていただけませんかでしょうか。
0:28:45	はい。東北電力のオオトモです。まず設計自体は当社は女川の電源車なんですけれども、電源車に
0:28:56	緊急時対策建屋にNon中にあるKタンクがございまして、そこから自重で電源車にコースで燃料補給するような設計となっております。ただもうセル通り基本的な給油、
0:29:14	宇和先行プラントと同等というふうには考えてございますので、ちょっと規制については先行を踏まえてちょっと

0:29:23	再度ちょっと記載を見直したいというふうに考えてございます。以上でございます。
0:29:31	規制庁のドイてありがとうございますそしたら
0:29:35	システムとしてはほぼ同じということでよろしいですね。
0:29:47	少々お待ちください。
0:30:35	東北電力のインヅカです。まず当人さんの
0:30:42	システムの構成としましては、
0:30:45	新規作成を発電機そのものが常設と、あとポンプがあって、タンクもあってそういった常設の設備。
0:30:55	ですので、常に接続されていった構成となっております。一方で女川ですと、先ほどオオトモから説明した、
0:31:05	タンク等配管は常設なり、なりますが、そちらから電源接続する可搬のホースを含めて接続する必要がありますので、そういったライン構成、
0:31:20	フルサービスね、ブルーム通過時においてもそうなブルーム通過時前に、そういった操作をしまして、実際にブルームの御説明でも通過時にはそういった操作を決めても燃料が補給が運転ができるといった、
0:31:38	ことを想定しまして、記載のほう、このような記載にしてございます。今以上になります。
0:31:46	規制庁のドイReleaseへと理解しましたので、ご説明ありがとうございます。
0:31:59	規制庁ミナカワです。すいません今のところなんですけど、11 ページなんですけど、
0:32:05	内容わかった上で、すみません文章検討いただければいいかなと思うんですけど、何かちょっと今の文章、その基本設計方針の書き方がちょっとわかりづらくさせちゃってるのかなとっていて、
0:32:20	というのは何か接続するため、補給せずに運転できる設計とするっていうのがちょっと何かうまく繋がりが悪いかなあと思ったんですけど。
0:32:32	結局あれですよねその補給せずに運転できる設計っていうのが直接単系接続すること。
0:32:41	そういうふうにするからっていうことであれば、
0:32:45	何か接続することにより補給せずに運転できる設計とするとか、何かその理由がわかるように記載した方がより明確になるかなと思ったんですけど、ちょっと文章は適宜検討いただければというふうに思います。よろしくお願ひします。
0:33:03	はい。東北電力のオオトモです。ミナカワさんおっしゃるように、ちょっと日本語でちょっと言葉足らずというかわかりづらくなっておりますので、記載のほうをちょっと見直させていただきたいといます。以上です。

0:33:24	原子力規制庁のシノです。ちょっと戻って、3 ページ目の通信連絡設備の発電所の外、
0:33:33	の設備なんですけれども、
0:33:36	3 段落目からは電力保安通信用電話設備云々かんぬんという具体的な説明書が入ってくるんですけれども、
0:33:47	この中で、曲線加入電話設備って入っていないのはなぜでしょう。24 ページ目のほうを見ると、
0:34:07	電力保安電話社内テレビ局線加入電話専用電話設備形成云々かんぬんって入っているんで、こちら側の基本設計方針側に局線加入電話設備が入っていない理由を教えてください。
0:34:28	はい、東北電力のカワムラです。
0:34:30	ここに黒線加入電話設備が入っていない理由としましては、1000 オク回線ではないために記載を省いております。
0:34:43	説明以上です。
0:34:53	原子力規制庁のシノですが、NTT回線ってそういうことですか。普通の電話回線っていう、そういう意味でいいですか。
0:35:02	東北電力のカワムラです。おっしゃる通りNTT回線を使用しております、服装等により、1000 円。
0:35:10	制限される可能性がございますので、記載してございません。以上です。
0:35:23	原子力規制庁のシノです。
0:35:26	副損制限を受けることなく常時使用できるような専用回線ではないから書いてないという意味は理解をしましたが、一方で設置許可ホームの中に局線加入電話設備というのが、その発電所の外への連絡通信設備の一つとして記載が、
0:35:43	なされているものについては、空席工認の基本設計方針の中のどこで読めばいいんでしょうか。
0:36:00	少々お待ちください。
0:37:05	ね。
0:37:11	／整備。
0:37:14	工面力のオオトモです。すいませんお待たせしましたと 47 条番に
0:37:20	記載の方をしてございます。
0:37:22	よろしいでしょうか。
0:37:25	40
0:37:28	日がですね、K放送と、

0:37:35	原子力規制庁のシノです。別の条文の中で記載があるということについては了解しっかり理解しました。はい。
0:37:44	あと1点これ確認だけなんですけど。
0:37:48	14ページ目のいわゆるその可搬ので、緊対所の電源車の台数台数っていうのは、
0:37:59	要はバックアップ用の1台あるよっていうやつは、別のところの電源の中に書かれるっていう理解でよろしいんですか。
0:38:11	少々お待ちください。
0:39:57	大変お待たせしまして、電力の友です。今ご指摘の通りちよつと屋の記載がないので、ネット記者の方を適切なところにちよつと追記するようにちよつと検討いたします。よろしいでしょうか。
0:40:13	東北電力の長谷川です。本設備については、まず要目表に記載するのであれば、そのホームスペックについては余目標に書かれますと、その業務に書かれるスペックについては基本設計方針のほうには記載しませんので、
0:40:31	そこら辺整理の上さの確認の上、回答いたします。
0:40:37	原子力規制庁のシノです。別表に基づいて、何だろう、本文記載事項として台数、予備も含めて書かれるというものであれば、基本設計方針に行く必要はないということは理解しましたので、全体の記載ぶりとしてそこに書かれるのであれば、ここに記載する必要はないと考えています。
0:40:56	よろしくをお願いします。
0:40:59	東北電力本店ミノでございます。ちよつと補足させていただきますと、現在のヨンキュウには予備分も含めて記載事項が記載されてございますので、そういったことで、要求に書かれていればよいということでもよろしいでしょうか。
0:41:18	はい。の基本設計方針の記載ルールとして来そちら側に1回であるブースなどの台数を基本設計方針側に改めて記載する必要はないということでそこは理解しました。
0:41:34	東京電力本店ミノでございます。
0:41:37	社内で申し訳ないんですが補正、こちらの、そういったことで資料については工認本文無給控えてるんであれば、基本設計方針に掲げていろいろあるんですけども、予備があるかないかはその件についてのルールって多分明確でなかったと思うんですけども。
0:41:56	はい。先ほど回答したのは、そこら辺の整理も含めて、整理した上で回答するというので、後程。はい。ここら辺については整合性を図りたいと思いますので、よろしくをお願いします。
0:42:11	はい、本件を了解しました。

0:42:18	規制庁ミナカワですけれども、すみませんほんと本当に細かいところであれな んですけど。
0:42:25	そういった比較表の
0:42:27	4 ページGなんですけど、
0:42:32	国 1 市 76 条の 13 のところで、
0:42:39	遮へいという言葉がいくつか出てきてると思うんですけど。
0:42:43	漢字遮へい等ひらがな遮へいという言葉が出て行ったりしてると思うん ですけど。
0:42:51	ちょっと考え方教えて欲しいんですけど、基本的に女川のその基本設計方針 のこの書き方としてはあれですかって聞こう人も含めて整合を図るように、何 かいろいろ書いてるっていうソースで、
0:43:08	既工認とかでもし出て、でも緊対所と減っていくのか。
0:43:13	なんかそこら辺すみません、考え方ってちょっと教えてもらってもいいですか。
0:43:21	東北電力本店ミノでございます。当社編年商につきましては、基本的に機構に なっております。来公認の着用当時はひらがなになってございますので、今 回の新規性基準におきましても、
0:43:38	キトーに倣って、ひらがなという記載で統一をしております。
0:43:45	品質基準規則ですとか、ジャックですね、こういったものは漢字に載ってるとこ ろもございますけれども、ω もとしては、機構にならってひらがなで統一する ということで社内のルールとして、
0:44:00	取り決めてございます以上でございます。
0:44:22	成長ミナカワえさ宇和カーラーりました。基本的にはだから工認とその中で整 合をちゃんと
0:44:30	とった上でこういう記載になってますってまあまあそういうことなんですわね。わ かりました。了解です。連絡においてもですね、ちょっと若干補足させていただ きましたの基本にある、その二次遮へいとか補助遮へいとかは当然そのまま 既工認のひらがなの遮へいを使っておりますが、
0:44:47	今回新たに緊急時対策調査系とか、RTに今回追加した先については、漢字 で統一するという形で社内統一をしております。以上です。わかりました。了 解です。
0:45:10	規制庁のドイですけれども、他の先行プラントとの比較でちょっと何点か確認さ せていただきたいんですけれども、まず 12 ページのところなんですけれども、
0:45:22	46 条の 1 ですね緊対所状態の中央制御室以外の場所に設置するというふう にあって、冷凍柏崎の
0:45:34	どこに設置するというような、

0:45:37	ところまで具体的に書いてあるかと思うんですけども、そのところは、
0:45:44	どのようにお考えでしょうか。
0:46:19	東北で電力の日司です。女川ですと、緊急時対策建屋と呼ばれる専用建屋に緊急時対策所設けますので、先行になって記載のほうを見直したいと思います。以上です。
0:46:36	ありがとうございました。通期でいいですかね。
0:46:55	規制庁ミヤモトですけど今ちょっとうちのドイからの質問のところの回答で、直しますという話だったんですけど、まず、
0:47:04	この書き方で、問題はないと思っています。d柏崎の場合は特別に5号機建屋の中につくるので、改めて書いているという整理になっていて、
0:47:19	女川と加藤の場合は新しく建屋をつくるので当然次のページの13ページに、
0:47:26	なお書きで書かれているので、
0:47:28	そういう意味だと、上、特にその1.1に追加して明確に書く必要はないかなと思うんですけど、それでも書きます。
0:47:39	オク電力のオオトモです宮口さんのアドバイスに従います。すみません。もうこのままの記載とさせていただきます。よろしくお願ひします。
0:47:51	お願ひします。
0:47:58	はい。規制庁規制庁のドイですけども次がですね16ページのところなんですけれども、
0:48:06	ここに柏崎の方の固有の設備等ということで、二酸化炭素の吸入装置とか差圧計とか、これは
0:48:19	それは借上機能には記載があつて女川にはないんですけども、差圧計とか終わってどっか別の場所に記載してあつたりというようなことなんでしょうか。
0:48:35	東北電力のスガマタですけども、盗撮系はですねこのページのほうの76-19のところに記載があります。はい。
0:48:49	意見の備考のほうですね。こういう設備というわけではなくて記載場所の差異というふうに修正したいと思います。
0:48:59	理解しましてありがとうございます。
0:49:03	あと1件がですね。
0:49:12	17ページのところなんですけれども46条の4のところ、
0:49:21	ここも
0:49:23	下から2、2行目3行目になつたりで設置するものとしてデータ収集装置と、
0:49:32	SPDS伝送装置及びTSPDS表示装置であるんですけども、先行のプラントとかだと収集装置っていうのが何か記載がないように見えるんですけども、これは名称が違うだけというような、

0:49:49	ことよろしいでしょ回答先行プラントとかだと、電送装置とか表示装置について、
0:49:58	設置するような記載ぶりになってるんですけども、
0:50:05	女川の方はその中で伝送とか表示チャート収集装置まで含まれているんですけども、これはこここのところをちょっともうちょっと詳しくご説明いただければと思います。
0:50:23	東北電力のカワムラです。
0:50:25	基本的に先行を他社との設備名称の相違ということになるんですけども、女川で言うところのデータ収集装置には、 θ 伝送機能も含まれて、
0:50:43	機能とし含まれておりまして、説明者が違うだけとなっております。
0:50:48	説明以上です。
0:50:53	規制庁のドイ率と理解しましたありがとうございます。
0:51:22	それでは次ですねと、1番目の資料の方は以上ですので次に2番目の資料のご説明をお願いいたします。
0:51:34	はい。東北電力のオクと申しますそれでは2番目の資料といたしまして59条の基本設計方針のご説明をさせていただきます。
0:51:43	2ページ目になりまして、計測制御系統施設の基本設計方針となります。こちら2ページ目が1.4 ほう酸水注入系となりますが、
0:51:54	こちらにつきましてはつい名称の相違だったり表現の相違に関する記載方法の相違というところの軽微なそういったのみとなっておりますので、詳細は割愛させていただきます。
0:52:07	続きまして3ページ目になりまして、安全保護措置等の章になります。3.2として、代替制御棒挿入機能の基本設計方針とするが、
0:52:19	こちら名称の差異等のみとなります。またの一番下の文章で黄色ハッチをつけてございますが、こちらの代替性制御棒挿入機能の流路につきまして柏崎のほうで記載、あと女川の方で抜けていたというところがありましたので、こちら記載を追加させていただいてございます。
0:52:38	続きまして4ページ目になります。
0:52:41	今度は代替原子炉再循環ポンプトリップ機能となりまして、それにつきましても
0:52:49	設備名称の相違等の差異となりますので、説明は割愛させていただきます。
0:52:55	続きまして5ページ目。
0:52:57	こちらが自動減圧系作動阻止機能の基本設計方針になりますが、赤字の箇所が数ヶ所ございまして、こちらの設計の差異ということで、女川2号の自動減圧系作動阻止機能のほうは、手動操作のほかにも、

0:53:13	自動インターロックで動作するという設計になってございますのでそちらは設計の差異ということで、赤字となっております。
0:53:22	自動、手動操作につきましては、5 ページ目の一番下のまたから始まる文章において記載してございますので、先行とちょっと記載の方向が違うのみで記載の漏れはないということになってございます。
0:53:38	59 条につきましては、ご説明以上となります。
0:53:44	はい、ご説明ありがとうございました。
0:54:02	原子力規制庁のシノです。2 ページ目なんですけれども、
0:54:08	これ当該移設当該施設に限らずなんですけど、
0:54:12	流路の書き方なんです。まず 2 ページ目の下のホウ酸水注入系のルールとして、ホウ酸水注入系の配管及び弁をSAとして使用できる設計とすると書いてあるんですけれども、そもそもホウ酸注入系をSAとして設ける設計というのは冒頭で謳っているの。
0:54:32	ここにわざわざ書く必要は当然ながらホウ酸注入系の配管弁はSAですよと。
0:54:39	なんで、なぜここでわざわざ書かなきゃいけないのかっていう話とですね、先行で多分これ書いてあるのは、ホウ酸注入系の経路、
0:54:49	ビュー口として、その読み切れない圧力容器だったり、そういったものはそのSAとしてちゃんと登録しますよって書いてあるんだと思っていて、ルールを全部網羅的に書くっていうポリシーではないと思っているんですけれども。
0:55:07	同じようなのがHPCS側には書いてあっても同じようになっているのところです。HPCSの配管をSAにしますなんてことは書いてなかったり、ちょっと各施設でこの流路の書き方が揺れているので、何をここで書かなきゃいけないのかっていうのを、
0:55:25	今一度整理した上で、全体、ここを見直整理いただければと思うんですけれども、まずこの書いた趣旨も含めてご説明いただければと思います。
0:55:40	はい。東北電力のオクです。ご指摘の通り、ホウ酸水注入系等他の決定Snの系統につきましては確かに前文でどここの流路を使用するっていうのは文章があるっていうのは認識を確かにあつたんですが、
0:55:56	設置許可の引用している箇所において、設置許可の中でも重複はしていても流路としてきちんとこの流路を使うって文章があるところにつきましては、基本設計をしないで、EP踏襲ということで記載をして、他に
0:56:12	原子炉圧力容器等も要目表の中で配管であつたりそういったものにならないもの、読みきれないものについては別途その他、
0:56:21	設計基準対象施設ある何々は、SAとして使用できる設計とするということで記載をしているということでした。

0:56:30	あとHPCS等につきましては、番 60 条でまたご説明したいなと思っていたんですけども。
0:56:37	設計基準拡張として使用する系統につきましては、多様性知的分散等の文章の中で、高圧例えばHPCSであると、高圧炉心スプレイ系は設計基準対象施設であるとともにというところで、
0:56:54	以下の設計としてはDBのそのもので変わらないというところで、流量の中身も変わらないというところで読めるということでここではあえて書かずに、流量として読みきれなかった要目表等で読みきれなかった注水先のRPVだったりそういったものについては、
0:57:12	先行と同程度の記載横並びを測って記載するような考え方で作成してございました。
0:57:18	一方でご指摘の通り、記載は確かに重複しているというところもあるかなと思いますので今一度社内のほうで検討させて、確認させていただければと思います。以上となります。
0:57:33	はい、原子力規制庁のシノです。ご説明いただいた記載の何だルールっていうのは理解をした上で、ただ方例えばホウ酸注入系の流量として配管弁をとかっていうのはある意味当たり前というか含まれているので、
0:57:48	ここをあえて記載する必要があるのかとかそういったところは、全体の経営の中でちょっと整理をしていただければなと思います。書いちゃ駄目と言うつもりはないんですけども、ちょっと流路を前全部こう書かなきゃいけないのかっていうとちょっと違和感もあるので、
0:58:07	整理していただきたいと思います。
0:58:13	はい、承知いたしました。先行でも特に記載はないということもありますので、規制しない方向でまず検討を進めてみたいなと思います。以上です。
0:58:28	原子力規制庁のシノです。すごく細かい点で、同じ 2 ページ目の二つ目の塊のところの水圧制御ユニットで許可のときは正制御棒水圧系水圧制御ユニットになってるんですけど、
0:58:44	ここは工認段階では省略をして記載するというところでよろしいですか。
0:58:52	はい。東北電力のオクです。省略といいますか要目表名称として、女川では 4 表の中で、水圧制御ユニットというふうに記載がされてございましたので、そちらに合わせて修正したというものでございます。以上です。
0:59:09	要目表に合わせて記載を修正したということで理解しました。ありがとうございます。
0:59:21	すいません規制庁ミナカワですけども、すいません。ちょっとまた細かいところなんですけど。

0:59:28	同じところなのにページGの第2パラグラフで、すみませんちょっと共感で聞い説明あったかもしんないんですけどちょっと忘れちゃったんで教えて欲しいんですけど。
0:59:41	基本設計方針で、例えば他の条文、この後出てくる条文とか、全体としては、
0:59:47	基本何とか経営の機能が喪失した場合っていうふうな書き方をしていると思うんですけど、センコーも、
0:59:56	そういう書き方をしてるんですけど、行わの場合はあれした結果、原子炉緊急停止系という言葉は使っていないという理解でいい実績だからこういうふうに個別に記載してるっていう、そういう理解でいいですか。
1:00:17	東北電力のオクで正當ご指摘ご認識の通りで、ナガノ法では原子炉緊急停止系というような系統は使用しておりませんで、読む今日の中でも、特にそういった
1:00:29	緊急停止系ということは使っていないというところでこちらも工認と他の工認との整合を図って記載しているものでございます。以上です。
1:00:41	規制庁ミナカワです今の説明で了解しました。わかりました。
1:02:13	はい。それでは次の三つ目の資料のご説明、
1:02:19	に移りたいと思いますのでよろしく願いいたします。
1:02:26	はい。東北電力のオクです。それでは3番目の資料といたしまして、60条の基本設計方針の説明をさせていただきます。まず2ページ目。
1:02:35	ありますが、こちら特会のみに記載があるものということで、
1:02:41	主蒸気逃がし安全弁が特会第2令和60条対象設備として整理されていますが女川では主蒸気逃がし安全面につきましては61条の整理ということで、相当する記載は女川のほうでは60条としてはないということで記載はございません。
1:03:01	続きまして3ページ目になります。
1:03:04	非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備で、5.2A高圧炉心スプレイ系となります。につきましても、表現の相違であったり設計基準拡張の区分が女川ではあるというところの相違。
1:03:19	等の軽微な差異でございましたので、詳細は割愛させていただきます。
1:03:25	続きまして4ページ目、5.4高圧代替注水系となりますと赤字がついている箇所につきまして、真ん中2番目のパラグラフで60条の5番の文章で、
1:03:39	高圧代替注水系で使用する水源の相違というところで、女川の方は復水貯蔵タンクを
1:03:46	系統で水源として使用するというところで、東海第2と設計の差異がございます。

1:03:53	同じく4ページ目の下の文章の66番の文章で、まず黄色ハッチがついている箇所につきましては、
1:04:01	同先行プラントでも交流電源からの給電を期待しているということで記載をさせていただきましたので女川の方でも追加させていただいております。
1:04:11	また赤字の箇所としましては、女川2号では常設の直流電源で二つの直流電源から給電できるというところで、東海第2の差分がございましたので、設計の差異ということで赤で示してございます。
1:04:26	続きまして5ページ目になります。
1:04:28	Mark8の黄色ハッチの部分は先ほどと同様に交流電源からの給電を記載して追記したものの、赤字の部分については常設直流電源の給電女川で2ヶ所からできるということで、設計の最適化ってございます。
1:04:44	その他は表現の差異ということで、
1:04:48	操作対象となる設備をより明確化して女川記載しているという違いと、あと流量の記載方法の相違ってということで詳細は割愛いたします。
1:04:58	続きまして、6ページ目になります。
1:05:01	次は原子炉隔離時冷却系の症になりますが、についても記載記載方法の相違表現の層位等のがほとんどでございますが、
1:05:13	6ページ目から7ページ目にかけての文章で、赤字になっているところ、こちらが
1:05:20	原子炉隔離時冷却系の水源として使用する設備の相違というところで、設計の差異ということで赤字として記載してございます。
1:05:30	続きまして7ページ目になります。
1:05:33	真ん中のパラグラフの60条11番。
1:05:36	SEC黄色ハッチついている箇所につきましては、こちらは給電する電源、
1:05:42	この部分をちょっと適正化して修正させていただいてございます。
1:05:47	また、赤字でついなっている箇所につきましてはこちらの水源の相違っていうところで先ほどご説明の通りとなります。
1:05:56	続きまして8ページ目で、原子炉隔離時冷却、Aの多様性知的分散等というところで、設計基準拡張として使用するKとなりますので、そちらに代表性知的分散等に関する
1:06:12	考慮方針について記載してございます。
1:06:17	続きまして9ページ目になります。ホウ酸水注入系となりますがこちらにつきましては、先行とは名称の差異、流量の記載方法の相違となつてございますので詳細は割愛いたします。
1:06:31	オク成就60条については以上となります。

1:06:37	はい、ご説明ありがとうございました。
1:07:19	原子力規制庁のシノです。またちょっと名称なんですけど、
1:07:25	ここは
1:07:27	sec
1:07:28	設置許可の弁の名称で例えば、高圧代替注入注水系の注入弁ってHパック注入弁とかっていう名称で統一されてたと思うんですけども、
1:07:42	施行人であり店正式名称というか、こういう名称に変えたのはあれですかね。使用前事業者検査とかそういった検査との関係で書いてるのか、何かルールがあるんですか。
1:08:07	はい。トーク園力のオクです。こちら名称につきましてまず
1:08:13	後任基本設計方針の中では略語は使用しないということでまず記載してございました。一方で弁の正式名称なんですけど、
1:08:24	今回弁の名称というのはすべて弁番号が正式名称と、
1:08:29	ありますので、
1:08:31	メンバーの方が正しい名公認上の正式名称というところで、主要前等につきましてもこちらの方が対象になっていくのかなということで認識してございます。以上となります。
1:08:46	はい。わかりました検査ではこの番号でやるので、あまりせんなんだろう略語だろうが正式名称であろうが、基本的に市場がないということで理解しました。
1:08:58	あと1点確認ですけれども、5ページ目のHパックの人力による
1:09:07	起動なんですけど、柏崎では、なお書きで、人力による措置は現場にハンドルを設置することで容易に行える設計とするということで容易に行える具体的な中身が書いてあるんですけど。
1:09:23	女川には記載、また部等になってしまっているのかよくわかりませんが、記載がない理由柏崎との違いがあれば教えてください。
1:09:51	はい。権力のオクです。こちらにつきましてはそれぞれ東海大に合わせて記載したものでちょっと記載が抜けていたかなというところではありますが操作については柏崎と同様に人力
1:10:04	でハンドル等で操作することになるかと思しますので、記載方向につきましては検討させていただければと思います。
1:10:12	以上です。
1:10:15	はい。原子力規制庁のシノです。もし違いがあつて書かないのであれば、その理由はきちんと明確に備考欄に記載をしていただければと思います。
1:10:26	あと、ちょっと1点、これも確認なんですけど、1パックの5.4の4ページ目のところからの1パックについて、

1:10:36	あれ、多様性、位置的分散の記載っていうのは、別途どっかにあるということなのでしょうか。
1:10:57	はい、東北電力のオクですとこちらの系統につきましては技術基準要求等でも特に多様性等を要求されているものを直接 60 条として要求されているものではなく、対応性とのその他のSA一般的な設計方針につきましては、
1:11:16	54 条の適用を受ける系統となりますので、54 条のほうで記載して、原子炉冷却系統施設の共通項目の中で整理されるものが適用されるという認識でございます。以上です。
1:11:33	原子力規制庁のシノですはいわかりました。ありがとうございます。
1:11:44	すいません規制庁ミナカワですけれども、ちょっと 4 ページGdすいません教えて欲しいんですけど。
1:11:52	一番下の高圧代替注水系のところなの電源の書き方なんですけど、許可の時の書き方もこれなんでこれでいいんだと思うんですけど、ちょっとすいません。この読み方をちょっともう 1 回教えて欲しいんですけど。
1:12:09	先行オートカーの書き方ってすごいシンプルで、
1:12:15	全部の電源の設備を羅列している書き方なんですけど、7 はあえてなんですかね、前段として、
1:12:26	常設代替交流可搬交流と、所内直流所内の直流、
1:12:32	からの給電が可能な設計とし、所内の常設直流が機能喪失した場合でも、
1:12:39	代替直流と可搬直流から給電可能設計とするっていう。
1:12:44	何ていうかちょっと二段階。
1:12:47	こう分けて、
1:12:49	記載してると思うんですけど、この
1:12:53	考え方っていうか読み方と教えてもらってもいいですか。
1:13:12	トーモク電力の及川ですけども、まず柏崎と東海第 2 のHパックの電源ですけども常設代替直流から、その直流電源は一つ一つの系統してもらえない設計になっておりまして、
1:13:27	女川としては所内常設直流電源設備からまず給電を優先してHパックに給電をすることを優先しております。別で、
1:13:37	仮に所内常設上直流電源設備が枯渇した場合でも、常設代替直流の電源を使ってHパックを
1:13:46	Hパックに給電できるという設計をしているのでこういうふうな記載に
1:13:51	しております。
1:13:53	以上です。

1:13:55	規制庁ミナカワです。わかりました。あれですね、ある意味その優先順位が見えるように、
1:14:02	記載をしているっていうそういうことでよろしいですかね。
1:14:10	遠くでの声ヶ月はいその通りで、
1:14:12	間違いありません。わかりました。ちょっとすみませんその上でちょっともう1点だけ今のところ教えて欲しいんですけど、その場合ってあれした結果、交流電源は生きてても死んでてもどっちでもいいんですけど。
1:14:31	東部ラインを越え返す交流電源が生きていけば、
1:14:35	何でしょう125V充電器を受電して、直流電源に今日給電されるので、
1:14:44	何だろ常設代替直流
1:14:47	からの給電は特段不要になるのかなって思ってます。
1:14:54	わかりました。以上です。はい。あれでしたっけあれと充電器って、今のこの設備名称とどこにぶら下がっている設計これ所内常設蓄電式直流電源設備の中に充電器って入るに設計。
1:15:10	特にこれからはいその通りです。
1:15:17	わかりました。そっか。そうするとだから、結局交流が生きてうがい規定まいが、所内常設蓄電式直流電源設備が死んだ瞬間を
1:15:29	常設代替直流化可搬代替直流を使うことになるってそうそういう理解でいいですかね。
1:15:36	東北電力へ返すはいその通りで、
1:15:40	間違いありません。
1:15:42	わかりました。それであればこの文章が理解できたので、了解です。以上です。
1:15:54	通常ミヤモトですけども、7ページのちょっと確認なんですけど、2パラ目の
1:16:00	60条の11のところ、
1:16:03	全交流電源喪失Gの対応のところが書かれていてそんな二つ目のパラになってて各地冷却系は常設代替交流電源設備可搬型後、給電により機能が復旧してるとこは特にEですけど、
1:16:21	投入はサプレッション・チェンバが第1水源なのでこういう言い方になってて、女川複数復水CSTがその第1続きなどこの記載になってるんですけど、柏崎の場合は、CsテープCSPかな。
1:16:36	雫石貯槽とサプレッション・チェンバ両方書いてるっていうところがあるんですけど、女川の場合は、結局サポート系が復帰したとしても、
1:16:49	Cs定額でS/Cには期待或いはCの水源としては期待しないという認識でいいんですけど。

1:17:03	東北電力マエモリです。はい。ご認識の通りでサプレッション・チェンバのプール水には期待しません。
1:17:12	規制庁ミノです。わかりました。はい。
1:17:56	はい。それでは次の四つめの資料のご説明をお願いいたします。
1:18:08	はい。権力のオクですとそれでは4番目の資料といたしまして61条の今日設計をシノご説明をさせていただきます。
1:18:16	まず2ページ目になりまして現冷系
1:18:20	の主蒸気逃がし安全弁の機能という章になります。
1:18:24	チラッと赤字となっている箇所に、
1:18:27	つきましては、女川2号のほうでは主蒸気逃がし安全弁のエア-逃がし弁機能用アキュムレータに蓄圧された窒素をSA時においても、機能期待するため、こちら、
1:18:39	と設計の差異ということで記載してございます。
1:18:44	それ以外は名称やぱり記載表現の相違があつてございます。
1:18:49	続きまして、3ページ目になります。
1:18:52	こちらにつきましても赤字となっている部分については、逃がし弁機能用アキュムレーターを女川では期待するということで、設計の差異としては赤字となっております。
1:19:04	続きまして4ページ目、3.4.2環境条件の部分ですが、こちらは名称の相違等々のみとなっておりますので詳細は割愛させていただきます。
1:19:17	同じく4ページ目。
1:19:19	の代替自動減圧機能になりますと、こちら柏崎のほうで青字で計測制御系統施設の
1:19:28	部分から引用というふうに書いてあるのですが、女川の方は、
1:19:34	主蒸気逃がし安全弁の一つの機能でもあるということで、こちらの代替自動減圧機能をゲイン冷系の主省においても記載している軽装でも記載はしているんですが、こちら同じ記載を懸念でもしているということで、
1:19:49	こちら先等記載値が相違しているということがございましたので、先のほうは文章相当する文書を引用して比較をさせていただきます。
1:19:59	の記載内容につきましては名称の相違とのみとなっておりますので、詳細は割愛いたします。
1:20:06	続きまして、5ページ目になります。
1:20:09	主蒸気逃がし安全弁の機能回復になりますが、
1:20:13	こちらの柏崎との違いとしては、記載値が先ほどと同様に相違しているということで、

1:20:20	そう的に引用する形で、S文書を再掲する形で比較を行っております。
1:20:26	この中身につきましては名シオン相違等がここで、
1:20:30	下の方の文章、下から二つ目のパラグラフの 61 条 8 番の基本設計方針に赤字がございますが、こちらは動作させる主蒸気逃がし安全弁の個数が、そういうしているということで、女川は 11 個の弁。
1:20:46	に対して電源供給して駆動させることができるということで、対象の弁の数がそうしているということです。設計の差異はっております。
1:20:56	続きまして、6 ページ目になります。
1:20:59	こちら 6 ページ目につきましては名称の差異のみとなっておりますので、詳細は割愛いたします。
1:21:06	続きまして 7 ページ目になります。
1:21:09	今年、現象冷却材の漏えい量漏えい量抑制ですが、こちらも柏崎での方と記載値が相違しているということで、笠田期の文章を再掲して比較してございます。
1:21:21	コミットいたしましては名称の相違のみとなっております。
1:21:27	続きまして 8 ページ目になりますが、
1:21:31	東海第 2 のみ記載があるのですが、残留熱除去系について、
1:21:37	ISLOCAの破断箇所の相違というところで、東海第 2 はこちらの残留熱除去系についても、
1:21:43	隔離の対象となっているというところで、女川と設計の差異ということで、赤字で記載してございます。
1:21:51	続きまして 9 ページ目、既存の炉心冷却系の章になりますが、
1:21:56	5.2 で高圧炉心スプレイ系となります。
1:22:00	こちらにつきましては、61 条対象としては、ISロッカーの隔離弁が対象となりますが、
1:22:07	まず名称の相違となっているのと、あと東海第 2 のほうで赤字となっている部分については、低圧炉心スプレイ系も先ほどと同様に、ISLOCA時の破断想定箇所の相違というところで、
1:22:21	屋外では対象となっておりますので、こちら赤字となっております。
1:22:27	また本ページの一番下の文章の 61 条 21 番の基本設計方針ですが、
1:22:33	女川の方は、ISLOCA発生時に原子炉建屋ブローアウトパネルの動作を期待して、建屋内の環境改善ということで操作を期待してございますので記載してございます。

1:22:46	なお柏崎の方では設置枚数会報冊のほう、仕様が記載してございますが、女川のほうでは、ブローアウトパネルがもし登録としている浸水防護施設側で枚数とさ開放冊については記載してございますので、
1:23:02	現冷系の中では記載してございません。
1:23:06	続きまして 10 ページ目になります。
1:23:09	こちら申す東海大のみISLOCA時の破断想定箇所の変位というところで、RC IC原子炉隔離時冷却系について記載してございます。
1:23:20	続きまして、11 ページ目になりますが、こちらの柏崎のみがISLOCAに発生ISLOCA発生時に用いる設備を 11 番として章立ててまとめて記載してございますが、女川のほうでは、ISLOCA発生時に使用する。
1:23:37	各設備の登録先の弁において記載するということと記載値が相違しているということの細分差異となっております。
1:23:49	続きまして 12 ページ目になります。それから計測制御系統施設の基本設計方針となりまして、
1:23:56	まず一つ目のSLで自動減圧系作動阻止機能がありますが、こちらは赤字となっている箇所は先ほど 59 条で説明させていただきました通り、女川のほうでは自動インターロックをね作業していることによる設計の差異となっております。
1:24:15	次のセルの 3.5 として代替自動減圧機能となりますが、こちら名称の差異はほとんどで 1 ヶ所赤字となっている箇所が、主蒸気逃がし安全弁の設置個数が東海第 2 と女川でプラント設計の
1:24:30	差異ということで、個数が違うというところで赤字となっております。
1:24:37	続きまして 13 ページ目。
1:24:39	大手 2 高圧窒素ガス供給系となります。
1:24:44	につきましても赤字となっている箇所については、
1:24:48	小松 61 条十一番の文章で、
1:24:51	主蒸気逃がし安全弁を、高圧窒素ガス供給系から窒素を供給して動作する弁が増える個数が相違しているというところで、設計の差異となっているのと、あと東海第 2 のほうでは、
1:25:05	ポンベの
1:25:07	ポンベ設置場所の除熱のために空調機を設置してございますが女川では、設置空調機が設置していないというところで、設計の細部になっておりまして赤字となっております。
1:25:19	続きまして 61 条 12 番の文章。

1:25:23	もうこの基本設計方針ですが、こちらの設計の差異というところで、女川の方は、大気側へのポンベの切り換えというのも可能でございますので、こちらは明確化し、設計の差異というところで赤字で記載してございます。
1:25:40	続きまして 14 ページになります。
1:25:42	14 ページ目は、
1:25:45	ミナカワの方では要目表の構成に合わせて、代替高圧窒素ガス供給系というものを別途章立てして記載してございますが、東海第 2 は、先ほどの承認の続きとなって記載してございますし、記載しているというところで、
1:26:00	基本設計方針の構成に差異がございました。
1:26:03	センターへ赤字となっている箇所につきましては、
1:26:08	真ん中の 61 条 14 番の Paragraph ですが、
1:26:13	復興左のほうは空調機を設置しているというところで設計の差異となっております。
1:26:19	柏崎は高圧窒素ガス供給系に相当する系統はないということで記載はございません。
1:26:30	続きまして 15 ページ目になります。
1:26:33	こちらが非常用電源設備の基本設計方針となりますが、主蒸気逃がし安全弁用の可搬型の蓄電池の設計で、
1:26:43	内側って柏崎と文章が相違している部分につきましては、女川のほうでは、現冷系の機能回復の中において記載すでに記載している事項ということで記載値が相違しているという差異でなっております。その他は設備名称の差異のみとなっております。
1:27:02	オク次長につきましては以上となります。
1:27:09	はい、ご説明ありがとうございました。
1:27:35	原子力規制庁のミヤモトです。9 ページ。
1:27:42	ちょっと少しちょっと意味がわからなかったところで教えていただきたいんですけど、一番最後のパラで、原子炉建屋ブローアウトパネルを浸水防護施設と兼用って書いてあるんですけど、これで浸水防護施設と兼用になるんでこれ内郭防護とか外郭防護の中の
1:28:01	一部にブローアウトパネルがなるんですか。
1:28:10	はい。東北電力のオクです。こちらは浸水部分の中の主蒸気管破断事故時の蒸気発生時の、そちらの蒸気によつての浸水、
1:28:23	溢水、
1:28:25	A の際の蒸気影響緩和というところで使用する設備
1:28:29	となっておりますのでそのために、

1:28:32	設置する機能を期待するものとしてブローアウトパネルとなっております。以上です。
1:28:39	あれ規制庁によるそれって、
1:28:42	溢水、溢水ですよ、内部溢水の方。
1:28:46	内部溢水で浸水防護。
1:28:53	はい。東北電力のオクですねと内部溢水ということで、認識でよろしいかと思えます。
1:29:21	遠くに行くオクですねと言って補足させていただきますと、浸水防護施設の基本設計方針の中で、内郭防護と外郭防護ということで二つ書かれているんですけど、今回のこちらのブローアウトパネルについては、その中の内郭防護、
1:29:36	ところで、特に新水分追いついた系統等に
1:29:41	兼用の書き方と違ったのき系統というものは考慮しなかったので、
1:29:47	こちらの原理系の基本設計方針としては、この浸水防護施設と兼用というような、
1:29:53	記載としてございました。以上です。
1:29:59	規制庁ミヤモトですけれども、多分ちょっとそっちでまた確認しなきゃいけないんですけど、ブローアウトパネルはもともと主蒸気管破断の想定して設置されているBWRが網レベルで設置されているので、そうすると先行2社がここに書いてないってことは、
1:30:17	女川整理が違うのか一緒なのか、どっちなんですか。
1:30:29	特例区オクです。柏崎につきましては、
1:30:34	ゲイン連携の中のISLOCA発生し用いる設備というところでまとめて書いているので、他の箇所だけについては女川と同じように、
1:30:45	ISLOCA時またはの種
1:30:48	ISLOCAについても記載はしているというところで相違はないという認識で特会のみとの差異となっているかなというふうに認識です。
1:30:57	以上です。
1:31:00	規制庁モデルそこもは特に異議がなく、浸水防護設備としてノミネートしてあるかしてないかっていうところの確認だったんですけど。
1:31:22	特にキーロックです。
1:31:25	浸水防護の整理につきましてもう一度社内の方で確認させていただきましてまた別途回答させていただければと。ワタナベですが、私の理解だと、浸水防護施設にブローアウトは入れてないので、
1:31:40	入れてるのは、内部溢水で期待しているやつ等、津波に関するものだけですので、

1:31:47	主蒸気管破断で期待してるようなあくような設備を浸水防護施設として登録している記憶はありません。
1:31:55	もう一度そちらで確認をして回答してください。
1:32:02	はい。特にオクオクですよ。承知しました。もう1回確認して整理させていただきます。
1:32:10	規制庁ビジネスよろしくお願いします。あと次に13ページの高圧実寸窒素ガス供給系のところの確認なんですけど、1パラ目でAと緑事例高圧窒素ガス供給系括弧非常用っていうので、
1:32:25	系統名としては高圧窒素供給計画非常用というのが正式名称なんですけどその場合5.2のところの
1:32:34	一番上に括弧非常用というのはつけなくてもいいんですか。
1:32:54	特にオクのオクです。こちら系統名称っていう目標の系統名称としては、高圧窒素ガス供給系で一つしかないのですが、この高圧窒素ガス供給系の中で常用として使うライン、
1:33:09	要は非常用でポンベ等を使うラインということで分かれておまして、今回基本設計方針のところでは該当するものは、その中の非常用のライン、
1:33:19	該当するところでは明確化する意味もあって記載したもので、
1:33:23	ございましたが、ちょっとK工認上の系統名称等相違しているというところもありますので、ちょっとどうかの確認の上、修正させていただければと思います。
1:33:34	以上規制庁やつよろしくお願ひ3ちょっと図面を以前、先週もらったときに、ここ地質高圧窒素ガス供給系しか書かれてなかったんで、そういう意味だと今言われてる非常用と常用があるんだったら、
1:33:49	その部分ちょっとよく整理しておいたほうがいいかなと思いますんで。
1:33:54	よろしくお願いします。
1:34:01	はい、承知いたしました。
1:34:03	あと同じ13ページで、これ確認なんですけど、東海第2のところの記載でその赤字で、設置場所の除熱のために空調機を設置するが女川2号炉は、空調機設置しないっていうのは、
1:34:18	これ除熱の必要がないということですかね。
1:34:27	東北電力の高橋と申します。
1:34:30	ただいまのご質問に関しましては、詳細はわかりかねますが、ポンベに関しましては高圧ガス保安法におきまして40度を超えない仕様が求められております。
1:34:43	女川2号機はですね二次格納施設部会に設置します。そうしますと、環境温度が評価上40度と

1:34:53	言うことになりますので空調機の設置は不要です。一方等に3、
1:34:57	東海第2の方は、二次格の施設の中に設置しますので、その違いが出空調機の設置。
1:35:05	のありなしということになるんだと想定いたします。以上です。規制庁目指すわかりましたありがとうございます。
1:35:17	13ページ一番最後のLのところは考え方は後でここも含めて整理されると思うんですけど、主蒸気系の配管っていうのが記載されてて、図面を見てたときに、
1:35:33	時間っていうのがそのうち時についてるんですけど、
1:35:38	この今さ示されてるのは小企主蒸気管としてこれ登録されてるということなんですけど、このはさ細い50Aの配下なのかな。
1:35:49	すいません図面、いきなり言っちゃって申し訳なかった。図面の5-6-1の1-4図ですかね。
1:36:07	少々お待ちください。
1:36:16	東北電力のワタナベです。今おっしゃられた箇所については、おそらくS/R弁の道さが送られる直前のところの一環のことだと思っていまして、こちらの
1:36:35	DBとしては主蒸気系に登録されている配管ですけどこちらへところへ正としては、この高圧窒素ガス供給系として登録している。
1:36:46	となっております。
1:36:48	規制庁目安わかりました。いやよくわかりました。ありがとうございます。
1:37:06	そういうことで、
1:37:07	規制庁ミノですけど、なので、14ページ日程代替高圧窒素ガス供給系は今度、上から入って上からってことだけど別のラインの上から入ってくるのでこれは主蒸気管は入れないっていう整理を、
1:37:23	しているってことですよ多分おそらく。
1:37:26	そういう認識でいいですかね。
1:37:29	上から、
1:37:32	得点力ワタナベさ、その通りでございます。
1:37:43	原子力規制庁のシノです。
1:37:47	記載部分記載ぶりというか表現ぶりだけなんですけど、5ページ目の主蒸気逃がし弁安全弁の機能回復なんですけど、
1:37:55	主蒸気逃がし安全弁の機能回復っていうのは許可の時から二つあって、要は、

1:38:03	窒素ガス、窒素ガス喪失時の対応するものと、あと直流常設直流電源系統喪失時の場合のものってのはそれぞれで場合分けをしてあったと思うんですけど、ちょっとこの基本設計方針からうまくそれが読めないな。
1:38:21	とっていて、
1:38:23	できれば5ページ目のなど上のパラと下のパラにそれぞれ場合を書いていたんだけどいいかなと思いつつ、3と駄目方見ると、一応
1:38:37	4行目に、常設直流電源系統が喪失した場合においてもって書いてあるので、
1:38:43	これはこれでいいかなと思ってんですけど、一方で、
1:38:48	窒素ガスの供給系のところが、要は保護者安全弁の作動に必要な窒素喪失時っていうフレーズが欲しいなと思うんですけど、柏崎のほうはそれ入ってるんですね。柏崎の5ページ目の上から3行目あたりに、
1:39:06	逃し安全弁の作動に必要な窒素ガス喪失時の減圧設備は書いてあるんで、こういった場合は、各ガスの供給系を使用できる設計っていうのが読めるんですけど。
1:39:17	裏側も同じようなフレーズを入れていただくか、ちょっと工夫をしていただけないでしょうかというのが1点目です。
1:39:30	2点目は、これも、
1:39:34	どれだけ
1:39:39	2点目はですね12ページ目なんですけれども、これもちょっと
1:39:44	趣味的な話になって恐縮なんですけど、12ページの3.41番上のフレーズなんですけど、あとは筋に自動減圧系が作動すると、HPCSRHRSLPCSから大量の冷却が充実という、
1:40:00	充実され、出力が上昇するってあるんですけど、何か減圧系が作動してHPCSが入るみたいに読めちゃうんで、
1:40:08	これ局本体では自動減圧系が作動すると、高圧炉心スプレイ系からの注水に加え、
1:40:17	残留熱除去系などの大量の水が注水されるって、きちんと書いてあるので、ちょっと先行と違っちゃうんですけど、許可本体と合わせる意味で、そのフレーズのが適切かな、対応18ページ目のフレーズなんですけど。
1:40:34	適切かなと思いました。以上です。
1:40:45	はい。東北電力のオクです。ご指摘いただきました2点、社内でもう一度確認して記載、5ページ目につきましては、窒素ガス、通常窒素ガス喪失時の減圧として喪失時というような記載を追加するというのと、
1:41:02	あと12ページにつきましては、交通炉心スプレイ系は減圧する前にも注水可能だということであるので、HPCSに加えてというような記載をするというこ

	ろで、もちろん確認させていただければと思います。ご指摘ありがとうございます。
1:41:19	原子力規制庁のシノです。お願いします。二つ目の後段の記載は 59 条側にもあるので、ちょっと確認をいただければと思います。
1:41:31	はい、承知いたしました。
1:41:44	はいそれでは次に 5 番目の資料ですね、こちらのご説明の方をお願いいたします。
1:41:55	はい。東北電力のオクです。五番目の資料といたしまして 62 条の基本設計をシノご説明をさせていただきます。
1:42:04	2 ページ目になりますが、残留熱除去設備の部分で、
1:42:09	こちらからちょっと待っている箇所につきましては、
1:42:13	チオする原子炉補機冷却水系の補機冷却水系の相違というところで、
1:42:19	特に第 2 のほうは新設常設の
1:42:23	冷却水系を使用しますが女川のほうは、可搬型の補機冷却水系を使用するというところでの設計の差異となっておりますので赤字で示してございます。
1:42:35	続きまして 3 ページ目になりますが、多様性知的分散等につきましてはこちらは表現の相違のみとなっておりますので、詳細は割愛いたします。
1:42:46	続きまして 4 ページ目で、低圧炉心スプレイ系となります。それにつきまして、
1:42:53	福井ラインとの設計の差異となっている部分については、先ほどと同様に、おつきい冷却水系とかは調節女川可搬を使用するというところで設計の際、
1:43:04	なっております。この柏崎の方ブランクになってございますが、LPCSに相当するA系統、ABWRのほうはないというところで、記載はございません。
1:43:16	続きまして 5 ページ目、対応する位置的分散等になりますが、こちらも表現基礎の相違の見立てでございますので、詳細は割愛いたします。
1:43:29	続きまして 6 ページ目になりますと低圧代替注水系となりますが、
1:43:35	当東海第 2 ヶ所先の方と、文章の中身自体は同じなんですが、記載方法の相違といたしまして、女川では 5.6 の直下に、リード文として、低圧代替注水系可搬と常設を設ける設計とするという一文を記載して、
1:43:53	ございましたので、こちら比較のために先行プラント 2 社を政府系してございます。規制内容といたしましては先行と大きな差異はございません。
1:44:05	続きまして 7 ページ目になります。5.6. 1 といたしまして、低圧代替注水系常設の復水移送ポンプの系統の後の設計方針となります。
1:44:17	一番上のパラグラフは先ほど、
1:44:20	説明した通りリード文に記載したものとなっておりますので、女川記載は別の箇所にあるということでそうしています。

1:44:28	また赤字となっている部分につきましては、
1:44:32	特会第 2 の方は、
1:44:36	審査ポンプと、水源を新設することになってございますが、ナガノ方は既設の復水移送ポンプ、復水貯蔵タンクを使用する。
1:44:45	ところで、設計の差異となっております。
1:44:50	属人上 36 の文章も同じ同様です。
1:44:54	続きまして 8 ページ目になります。
1:44:57	8 ページ目の 62 条 48 のパラグラフのそういう点につきましては先ほどと同様に、
1:45:04	利根川既設の設備を使用するということで設計の差異となっております。
1:45:10	62 条五番の文章の赤字となっている部分につきましては、女川の方は微圧代替注水系の常設の系統構成を行うにあたり、直流電源で動作する弁を設定を設置しておりますので、
1:45:27	こちらは女川特有の差異として設計の差異ということで、赤字として記載してございます。
1:45:37	続きまして 9 ページ目になります。
1:45:39	好転 6.2 ということで直流駆動低圧注水系ポンプの低圧代替注水系となりますが、こちら女川、
1:45:49	女川特有の設備となっておりますので赤字としてございます。
1:45:55	62 条九番の文章で 1 ヶ所、黄色ハッチをつけている部分、こちらは流量として使用する部分を一部適正化として修正させていただいております。
1:46:09	続きまして 10 ページ目になります。
1:46:12	低圧代替注水系の可搬型となりますが、こちら先ほどと同様に、一番上の文章については、女川ではリード文として記載しているものであったため記載値が相違してございます。
1:46:25	また赤字となっている部分につきましては、
1:46:29	特会のほうでは超過津波を考慮して、2 タイプ、二つの水源普通、二つのタイプの可搬型ポンプ車を用いた対応としておりますが、
1:46:39	女川のほうでは、
1:46:43	そういったことはございませんので
1:46:45	大容量送水ポンプ一つを
1:46:49	代替淡水系の水を使用するというような設計としているということで、設計の差異となっております。
1:46:55	また、東海第 2 の方は、注水の流量によっては低圧炉心スプレイ系を経由することになってございまして、

1:47:04	女川のほうは残留熱除去系のみを経由するというので、流量の相違として、
1:47:10	でも赤字として示してございます。
1:47:14	続きまして 11 ページ目になります。
1:47:18	62 条 37、こちらについても、炉心の著しい損傷溶融発生時の対応で、赤字の最部分につきましては先ほどと同様、
1:47:28	なりますので詳細は割愛いたします。
1:47:31	62 条 49 次の文章についても同様です。
1:47:38	続きまして 12 ページ目になります。
1:47:41	12 ページ目の赤字となっている部分につきましては、
1:47:45	女川の方は、可搬型交通の敷設等にホース延長回収車を使用して敷設等を行うという対応が、
1:47:54	やっておりますので、こちらをこちらの設計方針について記載してございます。
1:48:02	続きまして 13 ページ目になります。多重性多様性独立性、位置的分散に関する設計方針になりますが、
1:48:12	頂部の先行プラントと記載方針の相違というところで、女川では低圧代替注水系として多様性等の設計方針をまとめて、常設可搬をすべてまとめて記載しているという、症候性にしてございましたので、
1:48:27	この必要に応じて、先行プラントの基本設計方針を採決するという形で比較を行ってございます。
1:48:34	13 ページ目のところの赤字の部分ですが、
1:48:38	まず 62 条 60 番の文章につきましては、こちらはすでにご説明いたしました通り、東海第 2 は新設設備を使う女川既設設備を使うというところで、
1:48:50	本設計の差異となっておりましたので赤字で示してございます。
1:48:55	62 条、61 番の文章ですが、こちら女川のほうは直流電源で作動する弁を設置するというところで設計の差異となっております。
1:49:06	最後のパラグラフにつきましても、水源が東海にも浸水する水源女川既設の復水貯蔵タンクを使うというところで設計の差異となっております。
1:49:19	続いて 14 ページ目になります。
1:49:21	62 条 63 番の文章の赤字の箇所につきましては、こちらポンプ水源がそれぞれ設置場所が相違しているというところで設計の差異ということで赤字で示してございます。
1:49:36	62 条 64 番の文章。

1:49:39	ですが、特区側のほうはポンプとタンクがそれぞれ別の場所に設置しているということで文章を分けて記載してございますが、赤字となっている箇所については、ポンプ、
1:49:50	この政令設置場所の相違というところで赤字で示してございます。
1:49:57	続きまして 15 ページ目になりますが、15 ページ目の基本設計方針は直流駆動低圧注水系ポンプという女川オリジナルの設備の
1:50:07	設計方針になりますので、こちら女川のみの記事となっております。
1:50:15	16 ページ目になりますが、16 ページ目につきましては、も作り名称の相違等の警備のセットになってございますので詳細は割愛いたします。
1:50:26	57 ページ目になりますが、
1:50:29	一番上のパラグラフで赤字となっている箇所、こちらも先ほどと同様に、東海大には超過津波を考慮した水源の確保ということで設計となっておりますので、こちら女川とスパンの設計の差異というところでやっぱりでしてございます。
1:50:45	62 条 74 条の文章ですが、こちらにつきましても設置するポンプ等の設置場所、
1:50:53	ここが異なるというところで、設計の差異として赤字で示してございます。
1:51:00	続いて 18 ページ目になりますが、62 条 76 条の第 62 条 76 番の文章ですが、
1:51:08	これについても、流量によっては、東海第 2 は低圧炉心スプレイ系を経由するということで、Kと構成がついて異なっておりますので、設計の差異ということで、8 で示してございます。
1:51:24	62 条 77 の文章につきましては、こちらは女川特有の設備、直流駆動低圧注水系が設置されてございますので、長野ミノ記載となっております。
1:51:37	続いて 19 ページ、こちらも先ほどのページの続きというところで、特に大きな差異はございませんので、詳細は割愛いたします。
1:51:49	続きまして 20 ページ目になりますが、今度は低圧で代替循環冷却系に関する設計方針となります。
1:51:58	柏崎のほうでは、残存溶融炉心の冷却として代替循環冷却系を使うということは、はい。
1:52:07	法律でございませんので、記載はございません。
1:52:11	この代替循環冷却系部分で特会第 2 とサブとなっている赤字の箇所につきましては、
1:52:17	まず 62 条 38 の文章で、

1:52:21	流量の差異というところで、東海大には残留熱除去系等を記載してございますが、
1:52:27	女川のほうでは、RPVへの注水には残留熱除去系のみを経由するということになってございますので、等の記載はございません。
1:52:38	また、次のパラグラフで設計の差異となっているところが使用する補機冷却水系の相違で、
1:52:48	ナガノ飽和して可搬型の補機冷却水系東海大には常設の客席を使うというところで設計の差異となっております。
1:52:57	621039 の
1:52:59	減少につきまして、こちらは電源の差異というところで、有効性評価上女川等は、
1:53:05	非常用交流電源設備からの給電というものも、代替循環冷却系は期待してございますので、そちらの給電についても記載してございます。
1:53:18	続きまして 21 ページ目、次のページとなりますが、
1:53:23	残留熱除去系の低圧注水モードの基本設計方針となります。
1:53:29	こちら価値の再分アピール部分につきましては、補機冷却水系、東海大には常設女川可搬を使用するということで、設計の差異としてございます。
1:53:42	続きまして 22 ページ目です。こちらに 22 ページ目につきましては、表現の相違のみとなっておりますので詳細は割愛いたします。
1:53:52	続きまして 23 ページ目で原子炉補機冷却設備の基本設計を地図ありますが、23 ページ目につきましては、こちらは表現の相違のみとなっておりますので、詳細は割愛いたします。
1:54:07	24 ページ目で、SHの代替の冷却水系の設計をしになりますが、赤字となっている箇所につきましては、
1:54:17	まず一番上のパラグラフにつきましては、先ほど同様に、
1:54:23	東海大には常設設備のものを使う、女川間を使うというところの相違と、
1:54:29	あと東海第 2 は、SA用に新設する取水設備を使用するしますが、女川のほうは既設の
1:54:36	日において既設の非常取水設備をSAでも使うというところで、
1:54:41	止水する設備が相違しているというところの差異がございます。
1:54:46	またその次のパラグラフですが、東海大には常設のポンプは常設代替交流電源設備から給電を受けますが女川のほうは可搬型の
1:54:58	直属の空冷式のいずれエンジンで駆動というところで設計の差異となっております。
1:55:03	最後のパラグラフにつきましては、

1:55:07	シノ補機代替冷却水 9 本使用する際に、ホースを敷設するとき使用するホース延長回収車の基本設計方針について記載してございます。
1:55:20	続きまして 25 ページ目になります。こちらを使えと補機共用燃料設備の基本設計方針となります。まず一番上のパラグラフの部分ですが、設計の差異といたしまして、女川 2 号では可搬型の P タイプ。
1:55:35	冷却水系、
1:55:37	熱交換器ユニットも、燃料補給が必要となっておりますので、そちらに関する燃料、
1:55:43	設備について記載してございます。
1:55:47	次のパラグラフの中の設計の際の部分につきましては、燃料貯蔵設備として、女川のほうは 3 種類の
1:55:56	軽油タンクを使用してございますので、こちらは設計の差異として示してございます。
1:56:03	その次のパラグラフの部分も同様に、
1:56:08	使用する燃料タンクの相違がございまして。
1:56:13	また黄色ハッチがついている部分につきましては、対象設備を一部明確化の適正化させていただいた部分と、一番最後のパラグラフの黄色ハッチにつきましては、電源設備の中の燃料補給設備として、
1:56:27	軽油タンクからタンクローリN系の補給の軽油の移送ルートを明記してございましたので、
1:56:34	西縁統一のために、文章を追加してございます。
1:56:41	続きまして、26 ページ目で、非常用取水設備の基本設計方針になりますが、
1:56:48	ショーボンド側のほうは、既設の
1:56:51	非常用取水設備を使用するということで、東海大の方は新設で西欧の主な取水設備を新設するというところの設計の差異となって、
1:57:01	いう箇所が赤字となっております。
1:57:06	以上については以上となります。
1:57:11	はい、ご説明ありがとうございました。
1:57:22	すいません規制庁ミナカワですけれども、増えと何点かちょっと教えて欲しいんですけど。
1:57:28	まずは比較表の 12 ページなんですけれども、すいませんちょっと、
1:57:37	忘れちゃったんで教えて欲しいんですけど、62 条の 15 っていうところが
1:57:44	ホース延長回収車なんですけど、これを行う上では、これって設計 SA 設備として登録してるんですけど、それとも資機材としてるんですけど。

1:58:05	東北電力山田です。いただきました質問につきまして、弊社においては補正延長回収車については、SA時に機能といたしますか。
1:58:15	対しておりますので、SA設備として登録しておきます。以上です。わかりました。その上で、
1:58:25	センコーの柏崎ロッカー等に特化は、
1:58:32	ホース延長回収書を複製設備等してないというところで差異が生まれているところなんですかね。
1:58:48	東北電力山田です。
1:58:51	いただきました質問につきまして、柏崎他社さんの方では、POSの後継
1:58:57	150 円歩数っていうちっちゃい 150 円を使うのに対しまして、
1:59:06	あと 75 円コースとか、そういうPOSを使うんですが、弊社において 300 ポストをかなり大きいホース使いますので、なのでホース延長回収車を待ち機材ではなく、前施設、
1:59:21	及び、そして、必ず使えるようにというので、要求をあげてございます。情報。
1:59:31	成長ミナカワそっからましたから、他社としては別になくてもいいよ的な位置付けなので、
1:59:39	SA設備とかはしてないけれども女川は必ずこれがないとできないので、
1:59:44	SA設備として登録していて、そのために基本設計方針に記載してますってそういう理解でいいですかね。
1:59:54	オク連絡ヤマダです。すいません先ほど説明した事項で修正したいのですが、柏崎では、
2:00:02	工数が小さいので、保線と回収車にあたる設備は資機材としてでも安全の持っていないということで、弊社のみでと思っておりますので、SA設備としております。
2:00:16	以上です。わかりましたJAVA女川で計ある設備として精製設備として登録しているということで理解しました。
2:00:26	あとすいませんもう 1 点は、
2:00:32	その次の 13 ページなんですけど、
2:00:37	13 ページの 62 条の 61 番、
2:00:43	のところで、これ多分、書き方だけだと思うんですけど。
2:00:50	今所多分パラは三つの文章で成り立ってて、
2:00:55	最初が日当なんちゃらんちゃうの電動弁はハンドルを設けて、
2:01:01	っていうのが書かれてて、
2:01:03	その次のまたのところは、電動弁効果ここ交流は、
2:01:09	電源何たるJANTIなんて書かれていて、最後に、赤いところですけど、

2:01:16	また電動弁直流はハンドルを設けて、
2:01:20	というふうになっていて、
2:01:22	1パラ目と
2:01:25	3パラ目が、
2:01:28	同じ内容を表しているというか、1パラ目の
2:01:33	電動弁の後ろに交流とか直流とかの識別がないので、
2:01:38	このまま読むと3パラ目の文章も、
2:01:43	含んじゃう読み方になってしまうんじゃないかなと思うので、
2:01:48	多分最初の電動弁のところに交流をつけるか、もしくはさ、三つ目の文章、
2:01:57	を削除するかどっちかが正しいのかなと思うんですけど、どうですかね。
2:02:23	はい。遠く電力のオクで正當ご指摘ありがとうございます。確かに内容としてかぶってる可能性がありますので一度記載内容につきまして、社内で検討させて、適切に修正させていただければと思います。
2:02:38	以上です。
2:02:39	はい、すいませんお願いします。
2:02:42	それと
2:02:44	もう1、
2:02:46	1点なんですけど、すいません、これ確認だけなんですけど。
2:02:50	18ページGの
2:02:55	62条の76番と、その下の77番の独立性の
2:03:03	記載が濃縮カッターの確認なんですけど。
2:03:08	76番は、
2:03:12	復水移送ポンプと可搬型ターの独立性のことを言っていて、
2:03:18	文章の最後から2行目から三行目るところに、配管等の合流点までの系統について独立性を有する設計とするっていう記載になってて、
2:03:30	一方77番の
2:03:34	直流駆動低圧注水系ポンプは76番のところの記載がないんですけど、
2:03:43	これはあれでしたっけ直流駆動低圧注水系ポンプは、
2:03:49	RHRとかの配管を使わずに、
2:03:55	HPCS数の流量をも使用をしているから、
2:04:02	完全独立です。なので書き方が違うんですけどっていう理解でいいんですっけ。
2:04:07	東北電力のハンダです。ミナカワさんのご理解の通りでして、直流駆動低圧注水系の方につきましては、可搬型、
2:04:17	そうですね中性ががんがん乗り込んできませんので62条の76と62条の77で若干文章構成が違っております。以上です。

2:04:28	規制庁ミナカワです。了解しました理解しました。以上です。
2:04:48	規制庁ミヤモトです 6 ページのところの記載ぶりの話なんですけど、
2:04:56	先行に比べてこれ一つの文章でまとめられているんですけど、
2:05:02	これをまとめた。
2:05:04	まとめてしまうと、また以降のが、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって設計基準対処施設が有する発電用原子炉の冷却等した場合、東洋インキ本店のございますすいません音声またが途絶えておるんですが、
2:05:22	マイクの方、状況どうでしょうか。聞こえてますか。大丈夫ですか。
2:05:28	今聞こえますかね。
2:05:31	これ全く電力本店機械ってありますが、じゃあ遠藤もう一度言います。6 ページの
2:05:39	統合. 6、低圧代替注水系のところの記載なんですけども。
2:05:45	女川の場合はまとめて記載してましたという記載になっていますので、
2:05:51	実際にはまとまっているのかというと比較するとですね、また以降で始まるのは、炉心の著しい損傷に至るまでの時間的余裕がない場合についていうところから始まってしまっているんで、センコーは
2:06:07	原子炉冷却材バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉を冷却機能が喪失した場合においてもっていうところの条件が書かれていますので、多分女川の方はその一番初めのパラで書いているので、
2:06:26	それもそこも含んでまた繋いでいるという認識なんだと思うんですけど。
2:06:34	この書き方だと少し足りないような気がするんですけど、日本語として少し足してやっぱり選考に合わせたほうがいいんじゃないかなとは思んですけど、どうですかね。
2:06:53	はい。オク電力のオクですねご指摘の通り先行プラントと記載を合わせることに合わせるように、常設可搬でそれぞれ先行と同様の記載をすることでちょっと修正させていただければと思います。以上です。
2:07:09	規制庁三輪ですよろしくお願ひします。あと、
2:07:12	ちょっと確認で7 ページの表現だけの問題なんですけど、
2:07:17	女川の場合は、低圧代替注水系の常設が復水移送ポンプ等直流電源、直流ポンプの二つがあるので、常設の後ろに復水移送ポンプっていうのを書いていると系統名として、
2:07:32	っていう認識でいいですかね。
2:07:38	はい。遠くへ行くのオクで正当ご認識の通り、その通りでございます。
2:07:44	規制庁のみ訪れそれを認識した上でちょっと先週いただいた図面集

2:07:52	図面集で系統ごとにまとめられているんですけど、図面だと、
2:07:58	低圧代替注水系で復水移送ポンプの場合は補給水系っていうふうにまとめられていて、
2:08:05	直流電源設備のほうは直流ポンプですね、直流駆動低圧注水系っていうふうに系統名が少し
2:08:19	この基本設計方針と違ってらんですけど、その整合はとらなくていいという認識ですか。
2:08:34	少々お待ちください。
2:09:21	お待たせいたしました。東北電力のオクです。誤認図書全体的に系統名称といますか、書き方を一度確認して整合をとるように、各修正させていただければと思います。以上です。規制庁妙です特に変更しろっていうわけではないので、
2:09:41	確認して現状で問題なければ、現状のままで構いませんので、考え方だけ教えてくださいということです。よろしくお願いします。
2:09:51	はい。承知いたしました。一同考え方確認してまた別途回答させていただければと思います。以上です。
2:10:01	規制庁ミノです 13 ページってこれちょっと
2:10:06	考え方だけ教えてください。
2:10:09	1 パラペネの低圧代替注水系確保常設のところの説明で、RHRの低圧注水モード及び原子炉停止冷却停止時冷却モードっていうのが二つ及びで並んでいて、先行 2 社は低圧注水モードのみしか書いてないんですけども。
2:10:27	基準の適合から見ると、その前のページから 11 ページにもう当然原子炉停止時冷却モードの機能喪失を想定しているので、オーナー側としてはこの両方のモード及びでつないでいるという認識でいいですかね。
2:10:49	はい。特に東北電力のオクで正当ご認識の通りでございます。
2:10:54	以上です。
2:10:56	出ましたありがとうございます。
2:11:12	規制庁のカタギリですと 20 ページなんですけれども真ん中辺りの 62 条の 38 のところで一番下の段落で、本システムに使用する冷却水は云々で最後冷却できる設計とするっていう記載になってるんですけど。
2:11:29	センコーとか他のところの記載では供給できる設計とするので、多分ここ、本システムに使用する冷却水と補機冷の中の水のことを言っているの、
2:11:40	冷却じゃなくて供給のほうがいいのかなと思うんですけどただし、ちょっと後ろの段落で熱交の話とか入っているので、ちょっとこの書き方を整理していただければなと思いますが、いかがでしょうか。

2:11:56	はい。特にオク電力のオクです。こちら記載、その検討させていただければと思います。
2:12:04	以上です。
2:12:05	あともう1点25ページで細かいんですけども、一番下の黄色ハッチングのところタンクローリーへの軽油の供給補給はって書いてほか皆燃料って書いてんですけど、ここなんか軽油って何か具体的に書いた理由ってあるんでしょうか。
2:12:24	はい。特例区オクで生徒特に意味はなくてちょっと記載が揺れていたところがありましたので、他と同様に、燃料の補給というような形で記載を統一させていただければと思います。
2:12:37	以上です。形状カタギリです。了解しました。
2:12:49	規制庁のシノです。1点ちょっと、まず1点教えてください。9ページ目の直流駆動ポンプの。
2:12:58	62条の8なんですけど、
2:13:02	なお書きで、これのSBOの状態のときに使うポンプなんで、交流の電動弁は使えないので現場では設置場所に行って操作できる設計とするというのがああるんですけど。
2:13:17	これって図面でいうと、どの弁に該当するのかわかるというのが、すぐお答えができれば教えていただきたいと思い、これHPCSの注入弁でしたっけ。ちょっと、要は交流の現場であける操作する弁が、
2:13:33	系統図上どこにあるのかというのを教えてください。
2:13:47	すみませんちょっと今図面しますのでちょっとお待ちください。
2:13:53	はい。図面を探していただいて、何も言ってもう1点確認させてください。24ページ目なんですけれども、
2:14:07	補機代替の話が7.3ページの系統構成の中に書いてあって、上から4行目ぐらいですか、経常用取水設備である貯留堰取水口取水量及び改正等当日を通じて、
2:14:21	海水を取水するとあるんですけども、
2:14:25	これ取水ポイント二つ組織があって、海水ポンプのところと、導通Noda冒頭小っていうのを外側から直接取水する場合もあると思うんですけど。
2:14:39	これ海水ポンプ室を通じて取水すると書いても、
2:14:43	いや、海水ポンプ室通じないで取水する場合もあるんじゃないかだったでした決定質問が2点目です。
2:15:10	東北電力のオクで正当認識の通りで、確か一本室を経由しない取水ルートもありますので一度こちら記載方法を再検討させていただきまして及びでつないでるところもちょっと読みづらさの一つかなと。

2:15:26	思いましたので一度記載方法につきましては、さらに検討させていただければと思います。以上です。
2:15:33	はい。規制庁のシノです。取水ポイント二つあるので、どちらの場合も読み切れるような記載ぶりに修正をしていただきたいと思います。
2:15:46	はい。承知いたしました。
2:15:48	東北電力の販売ですけども、先ほどの1点目のご質問についてご回答させていただいてもよろしいでしょうか。
2:15:57	はい。お願いいたします。
2:15:59	図面。
2:16:01	言いますとHPCSの注入隔離弁になりますので、F-003番、ペネの近くにある弁になるんですけども、こちら1弁が手動であける弁となっております。すいません、閉める弁となっておりますあける弁です。
2:16:18	となっております。
2:16:22	図面でいうと、今同じ図面持ってるんですかね4-4の5-1-2図、
2:16:29	-F003、
2:16:33	5-1-8急がせて、
2:16:36	別紙でも5-1-8の
2:16:40	ぜF003弁ですね。
2:16:43	はい。右側のほうにあるF-003弁になりました。HPCSの注入の隔離弁、ここは手動で開けなきゃいけないってことですね。
2:16:53	はい、その通り。はいわかりました。
2:17:00	すいません規制庁ミナカワですけど、ちょっと今のシノの質問に絡んでなんですけど。
2:17:08	9ページ比較表の9ページで、
2:17:14	等のかつ方なんですけど、62条の8が62条の7と62条の8。
2:17:23	の関係なんですけど。
2:17:26	62条の8で、なお、系統構成に必要な電動弁過去交流は、
2:17:34	交流電源に期待できないことから操作できる設計とするっていうのが書いてあるじゃないですか。
2:17:42	もしかしたら許可もそうなるのかもしれないんでこれでいいのかもしれないんですけど。
2:17:47	交流電源に期待できないことからの理由づけが62条の7に書いてあんなあと思ったら、
2:17:55	62条の7だと変わる1Rと、

2:18:01	低圧炉心スプレイ系が機能喪失した場合、並びにSBOまたは補機冷うんちゃらかんちゃらができない場合、このポンプを使いますって言っているので、
2:18:17	七番と八番だけの繋がりだけを見ると、
2:18:22	8番のこのなお系統構成に必要な電動弁化交流は交流電源に期待できないことっていうことが読めないなと思ったんですけど。
2:18:34	これ誰にさっきも許可からこうこういう書き方にしたんでしたっけ。
2:18:40	すみません、ちょっと教えてください。
2:18:44	東北電力のハンダです。設置許可をいただく際、このような書き方にしています。
2:18:52	その意図といたしましてはこの設備にTBPのときに使っているのかも頭の中で大前提とございましたので、他のような前置きしなくてもわかるかなっていうことで書いた経緯もございました。
2:19:08	以上です。
2:19:09	成長ミナカワまあそうなんですけど、使用用途は変わるんですけど。
2:19:18	いいかはわかりました。それちょっと現状はわかりました。許可もそうなるんで、これ問題はないと思うんですけど。
2:19:28	よくよく見るとちょっと図書構成として変かなっていうふうになんか今思ったのでもしまた何かあれば、相談させてください。以上です。
2:19:39	はい。東北電力ハンダ承知いたしました。
2:20:09	それではご説明の方ありがとうございました。遠い。
2:20:15	今日の資料のご説明で全部いただいたところなんですけれども、
2:20:20	全部を通して何か補足とかコメント等ございますでしょうか。
2:20:31	東北電力本店の特にございません。よろしく申し上げます。
2:20:36	や等ございます。それでは全部資料ご説明いただいたところで、今日の五つの資料ですねとこのところのコメント等をですね、のところのまとめのほうをお願いいたします。
2:20:56	はい。東北電力のミノでございます。コミュニティとの調整につきましては、またこの後ですね確認させていただきます。
2:21:05	今回の次の資料につきまして、仮フィックスの可否についてまず確認させていただきたいと思います。
2:21:13	どちらの資料につきましてもいろいろとコメントちょうだいしてございまして、文章の表現の見直しですとか検討事項ございますので、次回以降のヒアリングにてまた改めて説明のほうを差し上げたいと思っております。
2:21:30	ということで本日は仮フィックスは同じということで認識してございます。以上でございます。

2:21:39	はい。ありがとうございました。
2:21:43	今回ですね、Nonのコメントにつきましてはまた次回以降ですね修正なりご説明
2:21:51	の方をしていただくとして、今日のヒアリングの方はこれで終わりたいと思います。今日はどうもありがとうございました。
2:22:00	ありがとうございました。